

# 公共船着場使用のしおり

令和5年4月

大阪市経済戦略局  
NPO法人大阪水上安全協会

# 大阪市内河川公共船着場の使用について (公共船着場の窓口一元化)

## 1 趣旨

大阪府及び大阪市が設置・管理する公共船着場の使用にあたっては、管理者ごとに別々に使用手続を行う必要がありましたが、平成 19 年度における窓口一元化の試行実施を経て、平成 20 年度から大阪市経済戦略局（以下「管理者」という。）が河川法（昭和 39 年法律第 167 号。）第 24 条の規程に基づき占用許可を受け、本格運用を開始しております。

## 2 対象船着場

『大阪ドーム岩崎港』、『大阪ドーム千代崎港』、『大阪国際会議場前港』、  
『湊町船着場』、『太左衛門橋船着場』、『八軒家浜船着場』、  
『福島港(ほたるまち港)』、『日本橋船着場』、『大阪市中央卸売市場前港』、  
『ローズポート』、『本町橋船着場』  
(別紙の船着場箇所図を参照ください。)

## 3 使用方法

### (1) 申込方法

- ① 予約の申込は N P O 法人大阪水上安全協会または管理者で受付します。  
(※ただし、大阪市中央卸売市場前港については、福島区役所または大阪福島中之島ゲート海の駅事業連合体で受付します。)
- ② 申込の受付は、原則として使用日の属する月の 3 ヶ月前の 1 日から開始します。
- ③ 様式 1（船着場使用届）に必要事項を記入のうえ、F A X あるいは電子メールで予約申込してください。なお、使用日の属する月の 3 ヶ月前の 1 日に申し込まれた予約について、使用日時・使用船着場が重なった場合は、大阪市の定める下記の優先順位により使用者を決定します。  
また、3 ヶ月前の 2 日以降の予約申込については、既承認の日時を除いて、受付日ごとに下記の優先順位により使用者を決定します。

#### 【優先順位】

1. 海上運送法第 2 条第 5 項に基づく一般旅客定期航路事業を行う船舶
2.     "     第 21 条第 1 項に基づく旅客不定期航路事業を行う船舶
3. 13 名未満の旅客定員を有する船舶による遊覧
4. プレジャーボート等

### (2) 受付期間・時間

受付期間：使用日の前日の午前 11 時まで

ただし、湊町船着場・太左衛門橋船着場・日本橋船着場は、  
使用日の 3 日前の午前 11 時まで

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで

### (3) 船着場門扉の鍵受渡し(大阪市中央卸売市場前港を除く)

原則として、使用日の前日に協会にて鍵を受取り、翌日に鍵を返却してください。  
 ※大阪市中心卸売市場前港については、福島区役所の指示に従ってください。

(4) 予約の取消

予約の取消は、使用日の2日前までにFAX、電子メールのいずれかで連絡してください。

(5) 管理運営協力金の納入

船着場の使用に際しては、船着場の運営管理・安全管理・維持管理及び補修を目的として、管理運営協力金の納入をお願いしています。ご協力いただける方は、次のとおり、使用目的や頻度等に応じ、管理運営協力金をNPO法人大阪水上安全協会へ納入してください。なお、納入の方法等については、同協会にお問い合わせください。

管理運営協力金

項目	内容
対象船着場	大阪ドーム岩崎港、大阪ドーム千代崎港、大阪国際会議場前港、湊町船着場、太左衛門橋船着場、八軒家浜船着場、福島港(ほたるまち港)、日本橋船着場、大阪市中心卸売市場前港、ローズポート、本町橋船着場
金額 (税込)	<p>■ 営業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客定員31名以上 : 2,000円/回</li> <li>・旅客定員13～30名 : 1,000円/回</li> <li>・旅客定員12名以下 : 500円/回</li> </ul> <p>※使用頻度が特に多い使用者については、使用回数に応じ次のとおりとします。また下記の年間協力金については、前納とし、納入された協力金については一切返納することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間6,000回を越える使用 : ① 1,860,000円/年 ② 1,180,000円/年 ③ 896,000円/年</li> <li>・年間3,000回を越え6,000回までの使用 : ① 1,735,000円/年 ② 966,000円/年 ③ 800,000円/年</li> <li>・年間1,200回を超え3,000回までの使用 : ① 1,130,000円/年 ② 650,000円/年 ③ 460,000円/年</li> <li>・年間400回を超え1,200回までの使用 : ① 802,000円/年 ② 410,000円/年 ③ 198,000円/年</li> </ul> <p>※①旅客定員31名以上 ②旅客定員13～30名 ③旅客定員12名以下</p> <p>■ 営業目的以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100円/回</li> </ul>

※予約の申込・取消や鍵の受渡等は、土曜日、日曜日、祝日除く午前10時から午後5時までをお願いします。

#### 4 禁止行為

以下の行為は禁止です。禁止行為を行った使用者は、以後の使用を制限する場合があります。

- (1) 10分を超える係留
- (2) 船着場を損傷する行為
- (3) 船着場周辺の住民の迷惑となるような行為
- (4) 船着場及びその周辺における集客行為
- (5) 船着場における火気の使用
- (6) 船着場に油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為
- (7) 船着場での物品の販売、募金等
- (8) その他、河川管理上支障をきたすおそれのあること

#### 5 使用に伴う注意事項

- (1) 太左衛門橋船着場・日本橋船着場を使用する船舶は、最大全幅 4.7mまでの船舶に限ります。
- (2) 大阪市中央卸売市場前港は、「海の駅」事業との連携から、予約受付、使用調整及び鍵の開閉管理等を福島区役所で行っているため、連絡先には注意してください。
- (3) 河川管理者から、河川管理上、公益上またはその他の理由により、船着場の使用中止の要請があった場合、使用を中止します。
- (4) 付近を航行する船舶から、機関の故障や旅客の急病などの非常事態により船着場への係留要請があった場合は、協力いただきます。
- (5) イベントの開催等により、河川管理者が、自ら船着場を管理運営する必要があると認めた場合、河川管理者が使用の受付をします。
- (6) 船着場を使用できる時間帯は、午前8時から午後10時までです。  
ただし、管理者は、必要があると認めるときは使用時間及び係留時間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができます。

##### 【連絡先】

###### ■NPO 法人大阪水上安全協会

住所：大阪市中央区北浜東1番2号

(地下鉄谷町線・京阪電車 天満橋駅下車 八軒家浜船着場西側「川の駅」はちけんや内)

TEL：06-6942-7788 FAX：06-7506-9079

E-mail：[sanbashi@suijo-anzen.jp](mailto:sanbashi@suijo-anzen.jp)

###### ■大阪市経済戦略局観光部観光課水辺魅力担当

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階

TEL：06-6210-9311 FAX：06-6210-9316

E-mail：[ga0021@city.osaka.lg.jp](mailto:ga0021@city.osaka.lg.jp)

###### ■大阪市福島区役所

住所：大阪市福島区大開1-8-1

TEL：06-6464-9908 FAX：06-6462-0792

E-mail：[tc0012@city.osaka.lg.jp](mailto:tc0012@city.osaka.lg.jp)

###### ■大阪福島中之島ゲート海の駅事業連合体

住所：大阪市福島区玉川3丁目2番7号602

TEL：0120-887-897(但し火曜日は、対応できません)

E-mail：[akira.freetime@gmail.com](mailto:akira.freetime@gmail.com)

※受付時間は、午前10時から午後5時までです。

(ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付できません。)

